

「公－私」政策変容と年金体制の比較研究

'Public - Private' Policy Transformations and Pension Regimes in Comparative Perspective

荒 木 宏

1. はじめに

今日、急速な少子高齢化の進展や雇用形態の多様化が年金制度に与える影響は先進国に共通した問題であり重要な政策課題である。しかしながら年金制度の改革は、それぞれの国が歴史的に経験してきた年金制度の創設、変化そして発展によって異なっている。すなわち年金制度は長期にわたる制度であり、過去の制度設計や政治的決断あるいは利害対立の帰結として成立し、また将来の制度の方向性もそれまでの経緯に規定される。それゆえ年金制度は経路依存性が高く政策形成や制度改革はその歴史的発展経路に依存するものと考えられている¹。

戦後、「福祉の拡充期」といわれた1950年代から1960年代における年金の制度改革では、公的年金の充実と安定を図ることを目標に、各国では漸進的な制度改革が行われた。しかしながら、1980年代に入り、急速な高齢化の進展や経済成長の鈍化そして雇用形態の多様化は年金財政を悪化させた。そこで年金財政の安定化と持続可能な年金制度の構築という課題に対し、各国で共通してみられた政治過程が「縮減の政治」であった。この縮減政策は公的年金の給付と拠出の調整によるコストの抑制や、公的年金の役割の低減とそれを補完するための私的年金の拡大という「公－私」の政策空間においてみられている。

本論文の目的は、歴史的発展経路に影響を受け形成されてきた年金体制が1980年代以降の縮減期においていかに変化したか、年金制度改革における「公－私」の政策変容を考察することによって明らかにすることである。そこでまず年金体制の原型といわれる「ビスマルク型」と「ベヴァリッジ型」の2つの年金体制の特徴について概観する。次に福祉拡充期における2つの年金体制のそれぞれの制度改革の特徴について考察する。さらに1980年代以降の福祉の縮減期における政策変容について、ドイツ、スウェーデンそしてイギリスの年金改革を事例に考察する。そして最後に3カ国の年金制度改革の事例研究から「公－私」の政策変容を3つの政策パターンに分類し、それぞれの特徴について考察する。

2. 2つの年金体制：ビスマルク型とベヴァリッジ型

年金制度は、19世紀末から20世紀初頭にその原型が形成され²、所得維持を目的として発展した年金制度を「ビスマルク型」、救貧的な最低限の保障を目的として発展した制度を「ベヴァリッジ型」と呼んでいる³。「ビスマルク型」の特徴は、老齢期における所得維持を目的とし、年金の給付は就労期の所得に比例して算出され（所得比例年金）、年金給付の所得代替率が高い。年金制度は職域別に分立しており、労使間の合意によって成立するため契約性が高く、そのゆえ大規模な制度改革は容易ではない。ビスマルク型では、私的年金の拡大よりも公的年金制度の充実をはかる制度改革が行われるため単柱型の年金体系である。ドイツ、フランス、イタリア、ベルギーなどの国々の年金制度がこのビスマルク型に分類される。

一方、「ベヴァリッジ型」は、貧困に対する防護を目的し、生活する上での最低保障の年金が支給される。そのため公的年金の所得代替率は低く抑えられており、それを補完するために公的付加年金や企業年金などの私的年金が発展し、年金体系は多柱型である。イギリス、スウェーデン、フィンランド、デンマークなどの国々の年金制度がこのベヴァリッジ型に分類される（表1、表2参照）⁴。

表1 ビスマルク型・ベヴァリッジ型年金制度の特徴

	ビスマルク型	ベヴァリッジ型
目的	老齢期の所得維持保障	貧困からの防御
財源	拠出金（労使）	一般財源（税金）
給付	所得比例年金	均一給付（最低保証）
年金体系	単柱型制度	多柱型制度
主要国	ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー	デンマーク、イギリス、スウェーデン、フィンランド

（出典）ジュリアーノ・ボノーリ、新川敏光（編）『年金改革の比較政治学』（ミネルヴァ書房、2004年）、序章；伊藤 武「現代イタリアにおける年金改革の政治」『専修法学論集』98巻2006年12月、91-138、表1を参考に作成。

表2 年金制度の体系

	第1柱 （公的年金）	第2柱 （職域年金）		第3柱 （個人年金）
主体	国家	社会的パートナー	雇用者	個人
第3層				3) 個人年金
第2層	a) 所得比例年金 b) 付加年金	1) 協約年金	2) 企業積立年金	
第1層	a) 社会扶助 b) 基礎年金			

Note: (a) ビスマルク型年金、(b) ベヴァリッジ型年金、(1-3) 私的年金（グレーゾーン）

（出典）Bernhard Ebbinghaus et.al, eds., *The Varieties of Pension Governance* (Oxford: Oxford University Press, 2011), p.10の表1. 2を参考に作成、一部加筆修正。

3. 年金政策の歴史的発展（1950年代—1970年代）

本節では戦後の福祉の拡充期(1950年代から70年代前半)におけるビスマルク型とベヴァリッジ型の2つの年金体制における制度改革を概観し、それぞれの体制における政策変容について考察する。

1950年代から1970年代における年金体制の変遷

1950年代から1960年代にかけて、先進諸国は経済成長を経験し、人々の生活も豊かになった。そして経済成長によって物価が上昇し、それに伴い高齢者の年金給付額の引き上げが必要となった。そのため給付額の増加をめぐる年金制度改革がこの時期の主な政策課題であった。

ビスマルク型の年金体制の国々では、公的年金給付の充実を図る政策が行われた。例えばドイツでは、公的年金の給付を充実させるため、1957年、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)政権は、現役労働者賃金の上昇にあわせて年金給付額を調整する「賃金スライド制」を導入し、従前の所得に見合う年金給付水準の維持を図った。しかしながら、年金給付の総額が保険料収入を上回る状態が続き年金財政を圧迫したため、1958年、財政方式をこれまでの積立方式から賦課方式に移行させた⁵。この賦課方式への移行により、現役世代の所得増加分が年金受給者に配分され、公的年金の財源が確保できるようになった⁶。またこの賦課方式の導入は「世代間契約」の理念を確立させ、この理念はその後のドイツの年金制度改革の骨格を規定することとなった⁷。そしてドイツでは賦課方式による「世代間契約」の理念に基づき、私的年金の発展より公的年金を充実させる政策が行われた⁸。

一方、ベヴァリッジ型の公的年金は、貧困の予防や救済を目的とし、年金の給付は生活する上での最低保障程度に抑えられていた。しかし1950年代に入り、高齢者を中心に貧困者の数が増加したため、公的扶助の受給者が増加し財政を圧迫したことから、基礎年金を補完する新たな制度の構築が模索されるようになった。

スウェーデンでは1913年に国民年金制度(基礎年金)が創設されたがその給付額は低かったため、1920年代後半から、国民年金制度を補う制度として、新たに公的付加年金を創設する議論が始まった。戦後、1946年に国民基礎年金が導入されたが、国民基礎年金のみに依存していた高齢者は生活する上で十分な水準の給付を受けることができなかった。そのため、国民基礎年金に上乘せする形で全員が加入できる付加年金を創設する意見が、特に協約年金(企業年金)に加入できない労働者から出された。1950年代初頭、政府により年金委員会が設立され、同委員会は1955年、現役時代の平均収入の50%を保障する公的付加

年金を創設することを提案した⁹。しかしながらこの公的付加年金の導入を巡り、大規模な論争が起き、それはやがてこれまでにない政治闘争へと発展した。付加年金への強制的加入を要求した労働組合を社会民主党が支持したのに対し、自由党や保守党および経営者団体は任意加入を主張し対立した¹⁰。さらに1957年には国民投票が実施され、翌年には議会が解散し選挙が行われた。1959年、社会民主党政権は国民付加年金法を制定し、1960年から国民付加年金（ATP）を導入した¹¹。この制度改革によりスウェーデンの年金体制は、最低水準を保障した定額の国民基礎年金と所得比例の国民付加年金の二階建て制度となり、この体制は1990年代末まで続いた。

最低保障の給付を特徴としたベヴァリッジ型年金体制であったスウェーデンをはじめ、フィンランド、ノルウェーそしてカナダなどでは、基礎年金に新たに公的付加年金を創設し、公的年金の充実を図った制度改革が1950年代から1960年代に行われ、これらの国々の年金体制はベヴァリッジ体制からビスマルク体制へと移行した。

イギリスでは、1950年代、高齢者の貧困が深刻な問題となり、公的扶助の受給者の数が増大し財政を圧迫した。そのため基礎年金のほかに、公的部門に新たに付加年金制度を導入することが模索された。その際に参考にしたのが、当時議論されていたスウェーデンの所得比例年金プランであった。労働党は1957年に国家所得比例年金制度を新たに創設することを提案し、平等主義の立場から、職域年金の増大によって発生した不平等を減少させるため、この公的付加年金を職域年金への加入者の増加を抑制するための制度として、また公的年金の財源を安定化させる制度として考えた。一方、保守党はこの公的付加年金を適用除外によって職域年金を拡大させる制度と考えた。1959年、保守党政権は国民保険法を制定し、公的付加年金として段階的年金を創設した。1960年代に入り、職域年金への加入者が飛躍的に増加したことにより、年金業界は次第に政策形成過程上、無視できない存在となったため、公的年金と私的年金のパートナーシップが次第に重視されるようになった¹²。

1975年、社会保障年金法が制定され、基礎年金に新たな付加年金として国家所得比例年金（SERPS）が1978年から導入された。この1975年の社会保障年金法は保守党と労働党との合意によって制定したが、1970年代の高いインフレ率により、年金業界が基金の財政的安定性を確保することが難しくなったため、国家によるインフレ保護を推奨する労働党案に保守党が賛成したことがその合意の背景にあった。1975年の年金法では、SERPSから私的職域年金に「適用除外」することを認めたが保守党は、この「適用除外」に「最低保障年金（GMP）」制度（もしSERPSに留まっていたら受けることができる給付額と同等の給付額を保障する制度）を設け、所得保障を行うことによって職域年金への移行を促進させたのであった¹³。

福祉の拡充期の1950年代から60年代における年金制度改革では、ビスマルク型もベヴァリッジ型も公的年金の充実と年金財政の安定化を図る政策が行われた。ビスマルク型では

公的年金の所得維持を目的とした給付を安定させるためにスライド方式の変更による給付水準の調整、財政方式の変更、支払い開始年齢の引き上げなど、パラメトリックな改革が行われた。一方、ベヴァリッジ型は、給付水準が低かったため、高齢者の貧困が問題となり、新たに補足年金を創設し年金財源の安定化を図った。イギリスもスウェーデンもそれぞれ基礎年金を補完する制度として公的付加年金を創設したが、それぞれ異なった政策のアプローチをとった。イギリスの国家所得比例年金は、公的年金の財源を安定化させることと、適用除外制度によって職域年金への加入を増大させ公的年金の役割を縮小させることを目的に導入された。これに対しスウェーデンでは、国民付加年金は、基礎年金の財政を安定させる制度として考えられ、またこの新たな公的付加年金の創設は、公的年金の高い所得代替率を維持するための手段として考えたのであった。そのためスウェーデンの年金体制はベヴァリッジ型から次第に所得維持の充実を目的としたビスマルク型体制へと変容していった。

4. 公的年金の縮減政策と年金体制の変遷：1980年代以降の年金制度改革

1980年代以降、先進諸国では少子高齢化の急速な進展、経済成長の鈍化、雇用形態の変化などにより、年金を取り巻く環境が一段と厳しい状況になった。そのため、各国では、福祉財政の支出を抑制する政策を遂行し、これまでの年金の拡充政策から縮減政策へと政策を転換した。年金は長期的視野に基づく制度設計であり、世代間あるいは世代内の契約に基づいて成り立っている制度のため、公的年金の給付の削減や拠出の引上げなどのコスト抑制政策や、公的年金の役割の縮小に対する私的年金の拡大（公から私への政策シフト）など、公的年金の縮減政策は不人気の制度改革である。そのため縮減政策の実施には非難を回避する戦略を講じる必要がある¹⁴。本節ではドイツ、スウェーデンそしてイギリスの年金制度改革を事例に1980年代以降の年金縮減期における政策変容について考察する。

(1) ドイツ

ドイツでは、1970年代から将来の人口高齢化に対する年金制度のあり方についての議論が始まり、社会民主党同盟とキリスト教民主同盟の二大政党は、1977年以降、公的年金の漸進的な縮減を行ってきた¹⁵。1980年代末、急速な人口の高齢化によって賦課方式の公的年金の財政が圧迫され、保険料の拠出率が（1990年18.7%が2030年には36%に）上昇することが予測された¹⁶。そこで1989年、キリスト教民主同盟政権（自由民主党との連立政権）は、最大野党である社会民主党同盟とのコンセンサスを図り年金改革法（1992年実施）を制定した。そしてネット賃金スライド制を導入し公的年金の所得代替率の水準を70%程度

に維持することや、失業者や女性への老齢年金の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げるなどの制度改革が行われた。しかしながら、1990年代初頭、東西ドイツの統一により、旧東ドイツにもこの年金制度改革が適用されることになったが、旧東側の経済不況や失業者の増加、そして年金給付の急速な上昇により年金財政が再び悪化することとなった。そのためキリスト教民主同盟政権は再び年金制度の見直しに着手し、1996年、政府は早期退職者に対するこれまでの恒常的な一律の給付の支給を段階的に廃止することや非拠出資格の範囲を縮小し、そして疾病給付の削減などを計画した。これに対し社会民主党や労働組合はこの政府の縮減政策に激しく反対したが、1997年に年金改革法が成立し1999年から新たな制度の実施が予定された。この年金改革法の成立は、これまでの年金改革における二大政党間のコンセンサスの終焉を意味した¹⁷。

1997年に成立した年金改革法では、公的年金の給付算定方式に「人口統計的要素」を組み込み、所得代替率を70%から64%に引き下げることや障害年金の早期支給開始年齢の引き上げ、そして老齢年金の支給開始特約の廃止などが計画されたが、1998年の選挙において社会民主党同盟（シュレーダー率いる「赤—緑連立政権」）が勝利したことにより、これらの計画は実施には至らなかった¹⁸。

シュレーダー政権は2001年に年金制度改革を行い、年金スライド方式によって給付水準を下げ（所得代替率を70%から67%に引き下げ）、また将来の保険料率の上昇を抑制する漸進的な縮減政策を実施した。しかしながら、保険料の目標（2020年までは20%を超えず、2030年までは22%を超えないという目標）を実現することが現実的には困難であることがわかったため、2004年に年金スライド制（経済的要因）の算定方式に人口高齢化の動向を加味した調整率を導入し給付の抑制を図った。

また2001年の制度改革では私的年金の拡大が行われ、公的年金の給付削減を補うため、任意加入の個人年金である補足的老後保障制度（リースター年金）が導入された¹⁹。この個人年金は、補助金や税制上の優遇措置を受けながら加入者は所得の一部を個人年金に貯蓄する制度である。さらに2004年の制度改革では、自営業者を対象とした個人年金（リユールップ年金）を創設し、2005年から導入された。これらの個人年金の導入は、公的年金の役割の一部を民間に委ねることによって公的年金を縮減させる政策であり、また現役世代に対して将来の備えとしての貯蓄を推奨する政策でもあった²⁰。

(2)スウェーデン

スウェーデンも他国と同様、高齢化の進展と経済成長の低迷により年金給付費が増大し財政を圧迫した。1980年代初頭、所得比例年金の特徴である所得に応じた拠出と給付との連動機能が低下し始めた²¹。1982年ごろから所得比例年金の拠出が給付を下回り始め、所得比例の機能が低下し、所得比例年金が将来、均一型年金制度へ転化するのではないかと

危惧された。また経済成長率の低迷による賃金水準の停滞は、現状の年金水準を維持することを困難にさせていた。そのため少数与党の社会民主党政権は、1984年に年金改革に関する検討委員会を発足させた。同委員会は1990年に最終報告書を政府に提出したが、本格的な年金制度改革の着手には至らなかった。

1990年代初頭、スウェーデンは歴史上深刻な経済不況と失業率の急激な増加に直面し、年金財政がさらに悪化した。そのため1991年11月、超党派（議会で議席を有する7党）による年金ワーキンググループが結成された。1994年1月、年金制度改革の骨子が5党（社会民主党、穏健党、キリスト教民主党、中央党、自由党）の合意によって決定し、翌2月にワーキンググループは詳細な年金制度改革案に関する報告書を公表した²²。1994年の総選挙において政権に就いた社会民主党は、拠出と給付との関係の見直し、プレミアム年金制度（保険料の一部を個人資産運用に当てる個人年金）の導入、年金給付の削減、公的年金保険料の労使折半などの改革案を提示した。1998年に年金制度改革法が成立し新たな年金制度体制へと移行した。この年金制度改革法の成立の背景には、①経済不況が深刻であるとともに、スウェーデンの年金制度の中核である所得比例年金制度の財政問題やその制度の所得比例性が十分に機能しなくなったこと、②政権与党は少数政党からなる連立政権であり他党からの協力が必要であったこと、③年金ワーキンググループにはさまざまな団体や組織が参加したこと、④スウェーデンの労働組合間（ホワイトカラー中心のTCOとブルーカラー中心のLO）における対立や労働組合（LO）内部の対立などがみられ、政策形成に対する労働組合の影響力が弱かったこと、などをあげることができる²³。

1998年の改革前の年金制度は、国民基礎年金と所得比例の国民付加年金の二階建てであったが、1998年の改革による年金制度は、国民基礎年金をなくし所得比例年金のみの一層型年金体系となった。また低所得者を対象とした国庫負担による最低保証年金も創設された。

この制度改革では、経済の低成長や少子高齢化の進展により、将来、給付に必要とされる保険料を確保することが困難になると予想されたため、公的年金の財政方式をこれまでの「給付建て」から「拠出建て」に変更した。これによりスウェーデンの所得比例年金は、「賦課方式の確定拠出型年金」となった。次に所得比例年金の財源方式を「賦課方式部分」と「積立部分」とに二分割し、保険料を18.5%に固定し、賦課方式部分に16.0%、積立方式部分に2.5%を割り当てることとした。これにより公的年金は所得比例年金（賦課方式部分）と強制加入の積立方式の年金（プレミアム年金）となった。

この年金改革において最も注目すべき点は、所得比例年金の賦課方式の部分に「概念上の拠出建て」（「概念上の拠出型年金：NDC」）を導入したことである。財源の方式は、現役世代の拠出が高齢者の年金に割り当てられる賦課方式であるが、その現役世代の拠出額をあたかもその個人が積み立てているように個人勘定として記録し、拠出額とその拠出額

の市場における運用益とを合計し、将来の給付額を算定する方法である。これにより自分の拠出負担と将来の給付額との関係が明白になり世代間の不平等を解消する仕組みとなっている。また賦課方式のNDCの財政の安定化を図るため、仮に少子高齢化の進展や経済成長の鈍化などの社会経済環境の変動により現役世代の負担が大きくなる場合は、給付側を引き下げ、現役世代の拠出負担が大きくなるように拠出と給付のバランスを自動的に行う「自動財政均衡機能」も導入された²⁴。

(3)イギリス

1980年代初頭、財政支出総額における社会保障費が膨張し、その中でも最大の支出を占める公的年金の財政支出を削減することが保守党政権にとって大きな課題であった。そこで政府は1980年に社会保障法を制定し、公的年金の給付算出方法を物価スライド制のみに変更し、年金給付の上昇を抑制させたが、財政負担の軽減には微力であった²⁵。1983年秋、政府は年金問題を重要な政策課題と位置づけ、公的年金の財源問題と早期離職者の年金権の喪失問題を重要な制度改革の争点とした。また保守系のシンクタンクが提案した「ポータブルな個人年金」という構想が、政府内部において公的年金の縮減を補完する制度として、また早期離職者の年金権を保護する制度と考えられるようになった²⁶。1984年、社会保障省は討議資料書『個人年金』を発表した²⁷。この討議資料書では個人年金の導入の意義と役割について次のように考えている。まず個人年金は、国家所得比例年金（SERPS）に代わりうる新たな制度であり、私的年金のさらなる拡大を可能とし、公的年金を縮減する制度である。また職域・企業年金に「掛金建て方式」の制度を導入し年金権のポータビリティ性を高め、これにより早期離職者の年金問題の解決を図る。これらの制度改革によりSERPSや掛金建て方式の企業年金から個人年金への移管も容易になり、結果的に公的年金の財政支出を抑制し縮減することができる考えたのであった。政府は1985年6月に『社会保障の改革』緑書を発表した²⁸。この緑書では、SERPSの廃止案と個人年金への強制加入案が提示されたが、それぞれの案について政府内や省庁間（大蔵省対社会保障省）で意見の対立が見られたため²⁹、同年12月に『社会保障の改革』白書を発表し、SERPSの廃止案は修正案に変更され、また個人年金への強制加入は任意加入に改められた。

1986年に社会保障法が制定され、国家所得比例年金の給付率が縮小される一方、私的年金部門に新たに確定拠出型制度の企業年金と個人年金が導入された。そして私的年金への移管の奨励措置として税の優遇措置やリバート制度を導入し、国家所得比例年金から職域年金や個人年金への移転を推奨し公的年金の縮減を図った。また同時に1986年の金融サービス法の制定により、金融緩和措置政策が行われ、銀行などの金融機関や保険会社が新たに年金市場に参入することができるようになった³⁰。

1990年代に入り、職域年金や個人年金への加入者が飛躍的に増加したが、この年金政策

の公から私への政策シフトは新たな問題をもたらした。私的年金への加入者が予想以上に増加したため、公的年金から私的年金への移行を促進させるためのリベートの費用が増大し国家保険基金の財政を圧迫した³¹。また政府の規制緩和政策によって、民間の保険会社は新たに個人年金の市場に参入できるようになったが、顧客に対し誤った情報を提供しあるいは不適切な契約を行ったことにより、個人年金が支払われないという個人年金の不払い問題が発生した。さらに企業年金の基金の不正流用により基金が消滅する事件（マックスウェル事件）も起きた。これらは私的部門において生じた問題ではあったが、公的年金の縮減を目的とし、私的年金への移行を促進させるために行った政府の規制緩和策における法的不備にも原因があると批判されたため、政府は1995年の年金法で私的年金に対する法規制の強化を図った³²。その後、イギリスでは2000年代に入り私的年金制度の拡充を図る政策が遂行され、2002年にステークホルダー年金が導入され、また雇用主が従業員に対して私的年金プランに強制的に加入させて貯蓄させる「個人口座制度」（個人勘定年金）が2012年に新設されている³³。

表3 主要な年金制度改革の歴史の変遷（ドイツ・スウェーデン・イギリス）

	創設期	1950s - 1970s	1980s - 1990s	2000s -
ドイツ	1891 労働者年金保険制度 1913 職員年金保険制度	1957 賃金スライド制 1959 積立方式→賦課方式 (公的年金の充実) 1972 (自営業者・専業主婦) 任意加入制度	1990年代 公的年金の縮減 1996 支給開始年齢の引上 (65→67)	2001 補足的な老後保障制度(任意・積立) 2007 支給開始年齢の引き上げ
		1974 企業年金規制法	公的年金に統合された企業年金の適用範囲の縮小(税制上のメリットが小さく労働コストが高い) →2002年企業年金の法規制・税制改革	2001年 任意加入の確定拠出型年金(リースター年金) 2004 自営業者・個人年金(リュールupp年金)
スウェーデン	1913 国民年金制度 1936 賦課方式	1948 基礎年金制度(AFP) 1960 国家付加年金(ATP) 1977 支給開始年齢の引下げ (67→65)	1993 年金給付額の削減	1998 所得比例国民老齢年金(確定給付→確定拠出) NDC:概念上の拠出建て部分(16.0%) 金融勘定積立部分(2.5%) 自動均衡機能の導入
		1960 公的年金と私的年金(協約年金)の改正		職域年金で確定給付型から確定拠出型へ 2000 SAF-LO(拠出建て制度) 2007 職域年金ITP:給付建てから拠出建てへ
イギリス	1908 資力調査(無拠出)均一国家年金 1925 拠出式基礎年金	1959 段階的年金 1975 国家所得比例年金(SERPS)	1980年代 公的年金の縮小(スライド方式の変更、給付率の引き下げなど) 1988年 「適用除外」の対象を個人年金に拡大	2002 国家第二年金(SERPS→S2P) 2006 支給開始年齢68 2014 一層型公的年金
		1979 企業年金への適用除外制度	1988年 拠出建て企業年金 個人年金 1995年 企業年金の規制強化	2001年 ステークホルダー年金(確定拠出型、半義務化) 2008年金法 私的年金への「自動加入装置」導入

(出典) 筆者作成 各国の上段：公的年金、下段：私的年金

表4 ドイツ・スウェーデン・イギリスの年金制度

	ドイツ	スウェーデン	イギリス
公的年金	給付：所得比例方式 制度設計：給付建て 財源方式：賦課方式 財源：保険料（社会保険方式）	国民年金：18.5%（固定） NDC：概念上の確定拠出部分（16%） FDC：金融勘定制度（2.5%） 給付：所得比例方式 制度設計：拠出建て 財源方式：賦課方式 財源：保険料 国家保証年金：最低保証（税財源）	【2014年まで】 基礎年金+付加年金の二階建て 〈基礎年金〉定額給付 〈付加年金〉原則強制加入+適用除外 所得比例（2002年廃止） 国家第二年金 【2014年から】一層型国民年金（基礎年金と国家第二年金から一層型年金へ。2016年4月から施行）
私的年金	企業年金： 企業年金は年金制度全体に占める割合が低い（全体の5%） 確定給付制が多い 補足的個人年金（リスター年金） 個人年金（リユールップ年金） 公的年金の水準低下への対応	協約年金 ITP（ホワイトカラー）2007年から拠出建て SAF-LO（ブルーカラー） 団体年金	職域年金：確定拠出型・確定給付型 個人年金 ステークホルダー年金 私的年金における「自動加入装置」


（出典）「各国の年金制度」『年金と経済』第33巻第1号の「各国の年金制度」（ドイツ、スウェーデン、イギリス）を参考に作成。

5. 「公—私」政策変容と年金制度改革—3つの政策変容

ビスマルク型とベヴァリッジ型の2つの年金制度の歴史的変遷について、ドイツ、スウェーデンそしてイギリスの主要な年金改革を事例に考察してきた。戦後から1960年代までの「福祉拡充期」における各国の年金制度改革は、年金制度の創設期の目的（救済的な最低保障制度および所得維持制度）に沿って制度改革が行われており、ビスマルク型では公的年金のスライド方式や財政方式の変更によって公的年金の充実を図り、ベヴァリッジ型では公的年金を補完する付加年金制度の確立によって公的年金の安定を図った。

一方、1970年代後半から1980年代に入り、急速な少子高齢化の進展と経済の低成長により、年金制度改革は「拡充」政策から「縮減」政策へと転換した。この「福祉の縮減期」における政策変容について、ドイツ、スウェーデンそしてイギリスの年金制度改革の事例を参考に、①パラメトリックな制度改革、②「公」から「私」への政策シフト、そして③「公」と「私」の共存の3つの政策パターンに分け考察することとする（表5参照）³⁴。

表5 1980年代以降の主要な年金改革：3つの政策パターン

改革の度合い	政策のパターン	改革分野	内 容
 小 大	パラメトリックな改革 (主に公的年金制度の現行の枠内における改革)	受給資格	○年金支給開始年齢 ○拠出期間
		拠出構造	○保険料の上限の固定 ○給付水準の調整
		受給構造	○年金額の算定方式 ○インデックス方式
	公から私への政策シフト	確定拠出型の私的年金	○公的年金の縮減に対する私的年金の拡充 ○優遇措置 ○規制緩和
	公と私の共存 ①個人勘定（公的年金一部縮減） ②NDC（概念上の確定拠出制度）	公的年金の一部に確定拠出方式を導入	○公的年金の一部を個人勘定として確定拠出型の私的年金に積み立てる
		給付建て賦課方式から概念上の拠出建て賦課方式	○公的年金への拠出を個人勘定として累積し記録する

(出典) 筆者作成

(1) パラメトリックな改革

公的年金の縮減政策として各国において共通してみられた改革がパラメトリックな制度改革である。パラメトリックな改革は、現状の年金制度を維持しながら公的年金の財政支出を縮小させるところにその特徴がある。1980年代以降の縮減期におけるパラメトリックな改革の主な手法には、①給付水準の調整（ドイツにおける所得代替率を70%から67%に抑制）、②保険料の上限を設定する方法（スウェーデンにおける保険料率の固定と給付引き下げによる調整）、③支払い開始年齢の引き上げ（各国において行われた）、④スライド方式（賃金・物価等の経済的変動や平均余命や加入者・受給者などの人口変動等を考慮した調整：2004年ドイツの改革）などがみられた。

(2) 「公」から「私」への政策シフト

公的年金の縮減は、それを補完する私的年金を拡充した依存度を高めることを意味する。イギリスでは、規制緩和政策によって確定拠出型企業年金や個人年金を導入し税制上の優遇措置によって私的年金への移管を奨励した年金の民営化政策（「公」から「私」への政策シフト）が行われた。この政策は公的年金を縮減させるとともに、年金制度に内在するリスクを個人に帰属させる政策でもあった。しかしながら前述のように企業年金基金の喪失や個人年金の不払いなどの問題がみられ、規制緩和政策を実施した政府は、私的年金機構や自主規制監督機関に対して再び規制を強化させることになった。また2008年、イギリスではすべての雇用主に対して、従業員を私的年金に加入させることを義務づけた「自動加入装置」が導入され、私的年金のさらなる拡大がみられている³⁵。

ドイツにおいても公的年金の縮減による「公」から「私」への政策シフトがみられた。2001年の年金改革では公的年金の給付水準を引き下げ、その削減を補完するものとして補

助金や税制上の優遇措置を受けながら自助努力で所得の一部を企業年金や個人年金に貯蓄させる制度（リースター年金）が導入された。

(3)「公－私」の共存

「公－私」の共存による制度改革とは公的年金の一部を私的年金（個人年金）として考え縮減を行う方法である。この方法には次の2つのパターンがある。

まず、公的年金の保険料（拠出）の一部を私的年金の確定拠出型年金（個人年金）に個人勘定として拠出させ、公的年金の財政支出を削減する方法である。この制度は個人に対し保険料の一部を確定拠出型年金に貯蓄できるという安心感を持たせることによって、公的年金の縮減に対する非難を回避する働きを持っている。スウェーデンでは、公的年金の保険料を賦課方式部分と積立部分とに分割し、個人年金に個人勘定として積み立てる制度を導入した。またスウェーデンの場合、公的年金の拠出の一部を個人勘定に割り当てるため個人年金は強制加入であるが、ドイツのリースター年金の場合は任意加入である。ドイツの公的年金は賦課方式の確定給付型の制度のため、個人年金への加入を強制的に行った場合、現役世代は公的年金と私的年金の両方に拠出する「二重支払い」となってしまうため加入は任意としている。そのため政府は助成金や税制上の優遇措置によって個人年金への加入を斡旋し公的年金の縮減を行うが、さらなる縮減は、公的年金のみに依存する高齢者が貧困に陥るリスクが高まることも考えられる。

「公－私」の共存のもう一つの政策パターンは、「概念上の確定拠出建て（NDC）」方式を公的年金に導入する方法である。NDCとは公的年金に確定拠出型の個人勘定を導入する方法である。スウェーデンは1999年の制度改革で賦課方式の所得比例年金にこのNDC方式を導入した。このNDCは、拠出額をその個人の勘定として記録し将来の給付額を現役世代に明確し、また積立方式によってこれまでの賦課方式にみられるような世代間扶養（世代間契約）よりも自己責任に基づいて将来の備えを貯蓄するという考えを持たせる特徴がある。

さらにNDC制度では財政を維持し安定させるために「自動財政均衡機能」が導入されている。この「自動財政均衡機能」とは、社会経済状況の変化に対して現役世代の拠出負担を操作するのではなく、給付側で自動的に調整する方法である。例えば経済状況が悪い場合、年金財源を安定化させるため、拠出負担を増加させるのではなく、給付率を経済の状況に合わせて自動的に削減し調整するシステムである。また自動的に削減が行われ調整されるため、公的年金の縮減に対する非難を回避するシステムでもある³⁶。

結語

本論文では、戦後の年金政策の「公－私」の変容について、「ビスマルク型」と「ベヴァリッジ型」の2つの年金体制に分け考察してきた。公的年金の縮減政策は、2つの年金体制がもつそれぞれの特色に規定され、ビスマルク型は現状の年金制度を維持した形でのパラメトリックな改革を行う一方、ベヴァリッジ型は公的年金の給付水準が低いため、それを補完する制度を導入するために「公」から「私」へ政策がシフトされた。ドイツでは、公的年金（所得比例年金）の充実と安定を図った経路依存性の高い制度改革が行われた。しかしながら、2000年以降、任意加入の個人年金を導入するなど次第に私的年金を強化する制度改革が見られている³⁷。イギリスでは、1975年に国家所得比例年金を導入し、公的年金の財政を安定化させるとともに、適用除外制度によって企業年金等への移管することを推奨した。さらに1986年の年金改革では確定拠出型企業年金と個人年金とが規制緩和によって導入され、税制上の優遇措置によって私的年金へ加入を推奨し、「公」から「私」への政策シフトが見られた。スウェーデンは、経路依存性から逸脱（経路離脱）した形で年金制度改革が行われた。スウェーデンはもともとベヴァリッジ型の年金体制であったが、1960年に新たに国民付加年金を創設したことにより、公的年金の充実を図る政策へ転換し年金体制は次第にビスマルク型へと移行した。そして1999年に「概念上の確定拠出制（NDC）」制度が公的年金に導入された（イタリアも1990年代末にNDCに移行した）が、このNDC制度（確定拠出型賦課方式の公的年金、自動財政均衡機能による非難回避）は、これまでの既存の年金体制から逸脱した新たな年金体制を形作る制度として考えることができ、また今日他国においても年金制度改革の新たな手法として注目されているのである。

（付記）本研究はJSPS科研費15K03282の助成による研究成果の一部である。

注

¹ Kathleen Thelen and Sven Steinmo (1992) 'Historical Institutionalism in Comparative Politics', in Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Perspective* (New York: Cambridge University Press, 1992); Paul Pierson (2000), 'Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics', *American Political Science Review*, Vol. 94, No. 2, June 2000, pp.251-267; John Myles and Paul Pierson (2001), 'The Comparative Political Economy of Pension Reform', in Paul Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001); Jacob S. Hacker (2004), 'Privatizing Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States', *American Political Science Review*, Vol. 98, No. 2, May 2004, pp. 243-260.

² Peter Flora and Arnold J. Heidenheimer eds.,(1981/1995) *The Development of Welfare States in Europe and America* (Transaction Publication, 1995, revised edition).

- ³ John Myles and Jill Quadagno (1997) 'Recent Trends in Public Pension Reform: A Comparative View', in Keith Banting and Robin Boadway, eds., *Reform of Retirement Income Policy: International and Canadian Perspectives* (Kingston, Ont.: School of Policy Studies, Queen's University, 1997); Giuliano Bonoli (2000) *The Politics of Pension Reform* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), p.11. Giuliano Bonoli (2003), Two Worlds of Pension Reform in Western Europe, *Comparative Politics*, Vol 35, No.4, July, 2003, pp. 399-416. John Myles and Paul Pierson (2001), 'The Comparative Political Economy of Pension Reform', in Paul Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001); 新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著 (2004) 『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』(ミネルヴァ書房、2004年)序章。伊藤 武 (2006) 「現代イタリアにおける年金改革の政治」『専修法学論集』第98巻、2006年12月、91-138頁、94頁。
- ⁴ Bernhard Ebbinghaus (ed.), (2011) *The Varieties of Pension Governance: Pension Privatization in Europe* (Oxford: Oxford University Press, 2011), Ch.2. Bonoli (2003), p.400. Bonoli (2000), Ch.1.
- ⁵ 小塚治宣 (2006) 「ドイツ年金制度の変容」『経済科学研究所 紀要』第36号、2006年 183-192頁。184頁。
- ⁶ 有森美木 (2011) 『世界の年金改革』(第一法規、2011年) 142頁。
- ⁷ 小塚治宣 (2006)、184頁。
- ⁸ 田中耕太郎「統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換」『早稲田商学』第439号、2014年3月、31-60頁、31-32頁。Giuliano Bonoli, and Bruno Palier (2007), 'When Past Reforms Open New Opportunities: Comparing Old-age Insurance Reforms in Bismarckian Welfare Systems', *Social Policy and Administration*, Vol. 41, No. 6, 2007, pp. 555-573, pp.559-560.
- ⁹ 小野正昭 (2014) 「スウェーデンの年金制度」、『年金と経済』33巻1号、2014年、164-167頁、164頁。
- ¹⁰ 渡辺博明 (2011) 「スウェーデン—社会民主党福祉国家の発展と変容—」、鎮目真人・近藤正基 (編著) 『比較福祉国家：理論・軽量・各国事例』(ミネルヴァ書房、2013年)、210頁。
- ¹¹ 渡辺博明 (2002) 『スウェーデンの福祉制度改革と政治戦略：付加年金論争における社民党の選択』法律文化社、2002年。岩間大和子 (2004) 「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向—スウェーデン、イギリスの改革を中心に—」『レファレンス』2004年1月号、11-45頁、17-18頁。
- ¹² Leslie Hannah (1986), *Inventing Retirement: The Development of Occupational Pensions in Britain* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986).
- ¹³ Kincaid, J.C. (1975), *Poverty and Equality in Britain: A Study of Social Security and Taxation* (Harmondsworth: Penguin Books, 1975).
- ¹⁴ Paul Pierson, *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994). R. Kent Weaver (1986), 'The Politics of Blame Avoidance', *Journal of Public Policy*, Vol. 6, No. 4, 1986, pp. 371-398.
- ¹⁵ Martin Schludi (2005), *The Reform of Bismarckian Pension Systems: A Comparison of Pension Politics in Austria, France, Germany, Italy and Sweden* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2005), p.130.
- ¹⁶ Schludi (2005), p.132.
- ¹⁷ カール・ヒンリクス (2004) 「ドイツの年金改革—継続とパラダイム転換の間—」、新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著 『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』(ミネルヴァ書房、2004年)所収、95頁。
- ¹⁸ Schludi (2005), p.139. 有森美木 (2011)、171頁。
- ¹⁹ Bernhard Ebbinghaus and Mareike Gronwald (2011), 'The Changing Public-Private Pension Mix in Europe: From Path Dependence to Path Departure', in Bernhard Ebbinghaus ed.,(2011). David Natali and Martin Rhodes (2004), 'The New Politics of the Bismarckian Welfare State: Pension Reform in Continental Europe', EU Working Paper SPS No. 2004/19, 2004), pp.13-14.
- ²⁰ 渡邊絹子 (2014) 「ドイツの年金制度」、『年金と経済』33巻1号、2014年、130-133頁。
- ²¹ 所得比例年金における拠出と給付の連動機能が低下したことにより、所得比例年金の受給資格の

ない基礎年金受給者は資力調査に基づく補足給付を受けることによって所得比例年金と同額の給付を受けることになった。カレン・M・アンダーソン（2004）「スウェーデンの年金改革—成熟した年金システムにおける抜本的改革—」、新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』（ミネルヴァ書房、2004年）所収、30－31頁。

²² 年金ワーキンググループ設立当初は議会で議席を有する全7党がメンバーであったが、その後、年金制度の縮減に反対した左翼党と新民主党は年金ワーキンググループから除外され5党となった。Schludi (2005), p.94.

²³ 年金ワーキンググループの設置から1998年に至るまで、(i) プレミアム制度の導入および拠出比率を巡る保守中道政党（「右派（保守・中道）ブロック」）と社会民主党（「左派（社会主義）ブロック」）の間における対立と妥協、(ii) 保険料の労使折半に関する社会民主党内部の分裂、さらに (iii) 年金制度改革の成立に向けた少数の政権与党と他党との協力（確定拠出型年金への移行に関する左翼党とグリーン党の協力）などがみられ、スウェーデンの年金改革は「対立とコンセンサス（合意・協調）」によって成立した。

²⁴ Bernhard Ebbinghaus and Mareike Gronwald (2011), 'The Changing Public-Private Pension Mix in Europe: From Path Dependence to Path Departure', in Bernhard Ebbinghaus ed., *The Varieties of Pension Governance: Pension Privatization in Europe* (Oxford: Oxford University Press, 2011), p.46. Weaver, R.Kent Weaver (2010) 'Paths and Forks or Chutes and Ladders? Negative Feedbacks and Policy Regime Change', *Journal of Public Policy*, Vol. 30, no. 2, 2010, 137-162. 有森美木（2011）、第2部－1。

²⁵ R. Hemming and J.A. Kay, 'The Cost of the SERPS', *Economic Journal*, Vol. 92, 1982, pp. 300-319.

²⁶ Centre for Policy Studies, *Personal and Portable Pensions for All* (London: CPS, 1982), para. 5-e.

²⁷ DHSS, *Personal Pensions: A Consultative Document* (London: DHSS, 1984).

²⁸ DHSS, *Reform of Social Security*, Volumes 1-3 (London: HMSO, 1985).

²⁹ Nigel Lawson, *The View from No. 11: Memoirs of a Tory Radical* (London: Corgi, 1993), Chapter 47; Norman Fowler, *Ministers Decide: A Memoir of the Thatcher Years* (London: Chapmans, 1991), Chapter 11.

³⁰ Hiroshi Araki (2000), 'Ideas and Welfare: The Conservative Transformation of British Pension Regime', *Journal of Social Policy*, Vol.29, No.4, 2000, pp.599-621. Joan Brown (1990), *Social Security for Retirement* (York: Joseph Rowntree Foundation, 1990).

³¹ The National Audit Office (1990), *The Elderly: Information Requirements for Supporting the Elderly and Implication of Personal Pensions for the National Insurance Fund*, House of Commons, HC.55., Session 1989-90 (London: HMSO, 1990), para. 3.12.

³² Araki (2000), p.616.

³³ 野村亜紀子（2011）「諸外国における公的年金役割後退の対応策－中核を占める私的年金の活用」『野村資本市場クォーターリー』（2011年春号）（<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf>、2016年7月10日閲覧）。

³⁴ 表5の改革分野や内容に項目については、内閣府「第2章 欧州にみる主要な年金改革－ドイツ、スウェーデン」、内閣府「世界経済の潮流」2002年秋（平成14年11月）（内閣府政策統括官。経済財政－景気判断政策分析担当）の表I-2-4（http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa02-02/index.pdf.html、2016年7月10日閲覧）、有森美木（2011）『世界の年金改革』の（パラメトリック改革とパラダイム改革）33－43頁を参考にした。

³⁵ 野村（2011）5－6頁。

³⁶ Weaver (2010), p.145, pp.153-154.

³⁷ 小松原 章、中嶋邦夫（2006）「私的年金が強化されるドイツ年金制度」、『ニッセイ基礎研究所 REPORT』、2006年12月、1－6頁（http://www.nli-research.co.jp/files/topics/36940_ext_18_0.pdf?site=nli 2016年7月10日閲覧）。

参考文献

- Araki, Hiroshi (2000), 'Ideas and Welfare: The Conservative Transformation of British Pension Regime', *Journal of Social Policy*, Vol.29, No.4, 2000, pp.599-621.
- Bonoli, Giuliano (2000) *The Politics of Pension Reform* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000).
- Bonoli, Giuliano (2003), Two Worlds of Pension Reform in Western Europe, *Comparative Politics*, Vol 35, No.4, July, 2003, 399-416.
- Bonoli, Giuliano and Bruno Palier (2007), 'When Past Reforms Open New Opportunities: Comparing Old-age Insurance Reforms in Bismarckian Welfare Systems', *Social Policy and Administration*, Vol. 41, No. 6, 2007, pp. 555-573.
- Brown, Jane (1990), *Social Security for Retirement* (York: Joseph Rowntree Foundation, 1990).
- Centre for Policy Studies (1982), *Personal and Portable Pensions for All* (London: CPS, 1982)
- DHSS (1984), *Personal Pensions: A Consultative Document* (London: DHSS, 1984).
- DHSS (1985), *Reform of Social Security*, Volumes 1-3 (London: HMSO, 1985).
- Ebbinghaus, Bernhard and Mareike Gronwald (2011), 'The Changing Public-Private Pension Mix in Europe: From Path Dependence to Path Departure', in Bernhard Ebbinghaus ed., *The Varieties of Pension Governance: Pension Privatization in Europe* (Oxford: Oxford University Press, 2011).
- Ebbinghaus, Bernhard and Mareike Gronwald (2011), 'The Changing Public-Private Pension Mix in Europe: From Path Dependence to Path Departure', in Bernhard Ebbinghaus ed., *The Varieties of Pension Governance: Pension Privatization in Europe* (Oxford: Oxford University Press, 2011).
- Ebbinghaus, Bernhard ed.,(2011), *The Varieties of Pension Governance: Pension Privatization in Europe* (Oxford: Oxford University Press, 2011).
- Fowler, Norman (1991), *Ministers Decide: A Memoir of the Thatcher Years* (London: Chapman's, 1991).
- Flora, Peter and Arnold J. Heidenheimer eds.(1981/1995) *The Development of Welfare States in Europe and America* (Transaction Publication, 1995, revised edition).
- Hacker Jacob S., (2004), 'Privatizing Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States', *American Political Science Review*, Vol. 98, No. 2, May 2004, pp. 243-260
- Hannah, Leslie (1986), *Inventing Retirement: The Development of Occupational Pensions in Britain* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986).
- Kincaid, J.C. (1975), *Poverty and Equality in Britain: A Study of Social Security and Taxation* (Harmondsworth: Penguin Books, 1975).
- Lawson, Nigel (1993), *The View from No. 11: Memoirs of a Tory Radical* (London: Corgi, 1993)
- Myles, John and Jill Quadagno (1997) 'Recent Trends in Public Pension Reform: A Comparative View', in Keith Banting and Robin Boadway, eds., *Reform of Retirement Income Policy: International and Canadian Perspectives* (Kingston, Ont.: School of Policy Studies, Queen's University, 1997)
- Myles, John and Paul Pierson (2001), 'The Comparative Political Economy of Pension Reform', in Paul Pierson ed., *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001)
- Natali David and Martin Rhodes (2004), 'The New Politics of the Bismarckian Welfare State: Pension Reform in Continental Europe', EUI Working Paper SPS No. 2004/19, 2004).
- Pierson, Paul (1994), *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994).
- Pierson, Paul (2000), 'Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics', *American*

- Political Science Review*, Vol. 94, No. 2, June 2000, pp.251-267
- Pierson, Paul (2001) ed., *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001)
- Schludi, Martin (2005), *The Reform of Bismarckian Pension Systems: A Comparison of Pension Politics in Austria, France, Germany, Italy and Sweden* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2005).
- Steinmo, Sven, Kathleen Thelen and Frank Longstreth (eds.)(1992) *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Perspective* (New York: Cambridge University Press, 1992)
- Holzmann, Robert, and Mitchell Orenstein (2003), *Pension Reform in Europe: Process and Progress*, World Bank, 2003.
- Weaver, R. Kent (1986), 'The Politics of Blame Avoidance', *Journal of Public Policy*, Vol. 6, No. 4, 1986, pp. 371-398.
- Weaver, R. Kent (2010) 'Paths and Forks or Chutes and Ladders? Negative Feedbacks and Policy Regime Change', *Journal of Public Policy*, Vol. 30, no. 2, 2010, 137-162.
- 有森美木 (2011) 『世界の年金改革』(第一法規、2011年)。
- アンダーソン、カレン・M (2004) 「スウェーデンの年金改革—成熟した年金システムにおける抜本的改革—」、新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』(ミネルヴァ書房、2004年)所収。
- 伊藤 武 (2006) 「現代イタリアにおける年金改革の政治」『専修法学論集』第98巻、2006年12月、91-138頁。
- 岩間大和子 (2004) 「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向—スウェーデン、イギリスの改革を中心に—」『レファレンス』2004年1月号、11-45頁。
- 内閣府 (2002) 第2章 欧州にみる主要な年金改革—ドイツ、スウェーデン」、内閣府「世界経済の潮流」2002年秋(平成14年11月)(内閣府政策統括官。経済財政—景気判断政策分析担当)、(http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa02-02/index-pdf.html、2016年7月10日閲覧)。
- 小野正昭 (2014) 「スウェーデンの年金制度」、『年金と経済』33巻1号、2014年、164-167。
- 小塚治宣 (2006) 「ドイツ年金制度の変容」『経済科学研究所 紀要』第36号、2006年 183-192頁。
- 小松原 章、中嶋邦夫 (2006) 「私的年金が強化されるドイツ年金制度」、『ニッセイ基礎研究所 REPORT』、2006年12月、1-6頁
- 近藤正基 (2011) 「ドイツ福祉国家の漸進的変化」『創造都市研究』第7巻第1号、2011年6月。
- 新川敏光、ジュリアーノ・ボノーリ編著 (2004) 『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』(ミネルヴァ書房、2004年)。
- 鎮目真人・近藤正基 (編著) (2013) 『比較福祉国家:理論・軽量・各国事例』(ミネルヴァ書房、2013年)。
- 田中耕太郎 (2014) 「統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換」『早稲田商学』第439号、2014年3月、31-60頁。
- 野村亜紀子 (2011) 「諸外国における公的年金役割後退の対応策—中核を占める私的年金の活用」『野村資本市場クォーターリー』(2011年春号)。
- ヒンリクス、カール (2004) 「ドイツの年金改革—継続とパラダイム転換の間—」、ジュリアーノ・ボノーリ、新川敏光 (編著) 『年金改革の比較政治学—経路依存性と非難回避』(ミネルヴァ書房、2004年)所収。
- 鎮目真人・近藤正基 (編著) (2013) 『比較福祉国家:理論・軽量・各国事例』(ミネルヴァ書房、2013年)。
- 渡邊絹子 (2014) 「ドイツの年金制度」、『年金と経済』33巻1号、2014年、130-133頁。
- 渡辺博明 (2002) 『スウェーデンの福祉制度改革と政治戦略:付加年金論争における社民党の選択』(法律文化社、2002年)。
- 渡辺博明 (2013) 「スウェーデン—社会民主党福祉国家の発展と変容—」、鎮目真人・近藤正基 (編著) 『比較福祉国家:理論・軽量・各国事例』(ミネルヴァ書房、2013年)所収。